

宮城小学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 13 条により、宮城小学校のすべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として「いじめ防止基本方針」を定めるものである。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条では、「この法律において、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

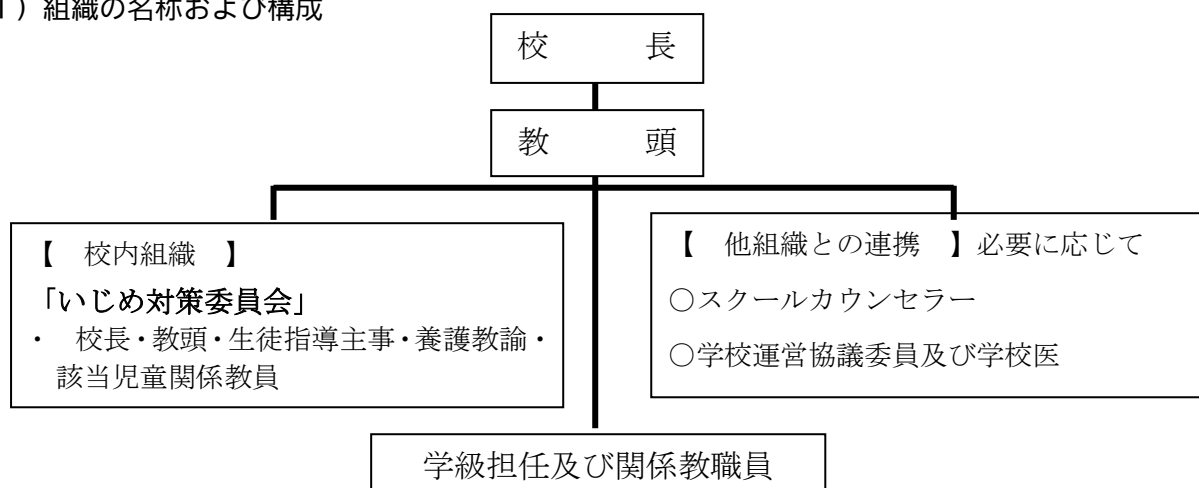
2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

学校は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こり得るものであり、いじめの問題に無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われぬよう全力でいじめのない学校づくりに努めていかななければならない。

そのために、全職員がいじめに対する危機意識を持って、日常の児童観察、困りごと調査や定期的ないじめ調査、教育相談等によりいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

3 いじめ防止のための組織

(1) 組織の名称および構成



(2) 組織の役割

- ・ いじめに関する情報の収集及び共有
- ・ いじめ事実の確認と対策案検討
- ・ 該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・ 学級への指導体制の強化、支援
- ・ 外部関係機関への協力要請、必要に応じて警察へ通報
- ・ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

4 いじめ防止のための取組

(1) (教育活動全体を通じた) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員が一丸となって取り組まなければならない。

未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことであり、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援していかなければならない。

① 学級経営の充実

定期的ないじめアンケート(児童・学期1回以上、保護者・年1回)の実施し、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

② 道徳教育の充実

- ・ 学校の教育活動全体を通して、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・ 道徳の授業を通して、命を大切にす心情と態度の育成に努める。

③ わかる授業づくり

- ・ 学力向上対策プランの作成と実践により、わかる授業の実現を図る。

④ 人権教育と関連付けた様々な交流活動の推進

- ・ 人権について考えさせる機会を設定する。
- ・ 隣接する小・中学校・特別支援学校、せいわ園との交流を推進する。

⑤ 情報モラル教育の推進

- ・ 児童の実態の把握を行い、授業における情報モラル教育を充実させ推進する。

(2) いじめの早期発見・早期対応の在り方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、見逃さずに、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日ごろから児童が示す変化や危険信号に対しアンテナを高く保ち、定期的なアンケートや相談体制の充実に努める。

① 保護者や関係機関との連携

- ・家庭訪問や教育相談、保護者へのいじめアンケートの実施などを通して信頼関係を築き、問題があれば迅速かつ誠実に対応する。
- ・必要に応じて、教育委員会や警察署と連携して対処する。

② 定期的ないじめアンケートの実施（6月 9月 11月 2月）

- ・アンケート結果をもとに、必要に応じて個人面談を実施し、結果を記録し保管する。

③ スクールカウンセラーとの連携

- ・児童のカウンセリングや教職員との情報交換を積極的に行う。

(3) いじめ防止のための教職員の資質向上

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質向上に向けた適切な研修を計画的に行うことが必要である。

① 校内研修の充実

- ・全職員の共通理解を図るため、定期的に行われる生徒指導委員会の中でいじめに関する研修を取り上げるようにする。（年間計画へ1回以上の位置付け）
- ・スクールカウンセラーを講師とした研修会を開催し、専門性の向上に努める。

② 自己目標への位置付け

- ・人事評価制度の自己目標にいじめの問題に関する目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。

5 いじめに対する措置

(1) いじめ対応の基本的な流れ（別紙）

(2) いじめへの組織的な対応

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制で取り組むことが必要である。いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解決に取り組む。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会や警察署と連

携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、ネットいじめが発見された場合には、管理者への削除依頼や教育研修センターなど関係機関との連携を図りながら対応する。

(3) いじめが認知された場合の保護者への対応

いじめが認知された場合、素早く事実関係を確認し、事実を明らかにしながら今後の対応方針の説明や安心安全な学校生活の保障、心のケアなどについて具体的に対応する。

6 年間指導計画

時 期	内 容	備 考	
1 学 期	4月	・授業参観日（懇談会）	
	5月	・地域訪問	
	6月	・第1回いじめアンケート ・第1回チェックリスト作成 ・学校運営協議会 ・授業参観日（懇談会）	生徒指導部 各担任
2 学 期	8月		
	9月	・第2回いじめアンケート ・第2回チェックリスト作成	
	10月		
	11月	・土曜みんなで参観日 ・第3回いじめアンケート、保護者向けアンケート調査 ・第3回チェックリスト作成	生徒指導部 各担任
	12月	・教育相談	
3 学 期	1月		
	2月	・第4回いじめアンケート ・第4回チェックリスト作成 ・授業参観日（懇談会） ・学校運営協議会	生徒指導部 各担任